

指導要綱事前協議書 事前調査書

年 月 日

豊明市開発行為等に関する指導要綱第3条第1項及び豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱第3条第1項による事前協議書提出に際し、事前に調査した結果を添付します。

※下記表中の「確認欄」については、調査者自身が窓口等で確認をされた日付及び担当者を記録して下さい。

調査対象建築物名称

所在地

調査者所属氏名

調査期間

項 目	調 査 欄	担当部署	確認日
土地利用関係	■ 国土利用計画法 ☐ 対象(売買等 市街化2,000㎡、調整区域5,000㎡以上)	本館3階 企画政策課 (政策推進係)	
	☐ 対象外		
	■ 公拓法 ☐ 対象 ☐ 対象外		
	☐ その他 ()		
農地法関係	☐ 市街化区域 (☐ 転用届出要 ☐ 不要)	本館2階 産業振興課 (農務係・ 農業委員会)	
	☐ 市街化調整区域 (☐ 転用許可要 ☐ 不要)		
	☐ 農地ではない(農地が存在しない)		
道路・水路関係	☐ 建築基準法第42条に該当する道路 (☐ 1項 (号) ☐ 2項 (☐ その他)	本館2階 都市計画課 (計画建築係) 土木課 (維持管理係)	(計画建築)
	☐ 建築基準法第42条に該当しない道路 ()		(管理)
	☐ 承認・占用工事 対象物件あり		本館2階 土木課 (維持管理係)
	☐ 承認・占用工事 対象物件なし		
	排水関係	☐ 放流流末確認 (☐ 確認済 ☐ 未確認)	
		☐ 放流先 (☐ () ☐ その他)	
特定都市河川浸水被害対策法関係	☐ 特定都市河川流域内 ※許可申請の要否については、県に確認すること。	本館2階 土木課 (土木係)	
	☐ 特定都市河川流域外		
	☐ その他 ()		
都市施設関係	☐ 区域内 (☐ 都市計画道路 ☐ 都市公園 ☐)	本館2階 都市計画課 (都市施設係)	(公園緑地)
	☐ 区域外		(街路・用地)
	■ 駐車場法 (☐ 対象内 (☐ 届出要 ☐ 届出不要) ☐ 対象外)		
	☐ その他 ()		
下水道関係	☐ 区域内 (☐ 公共下水道 ☐ 農村集落家庭排水)	本館2階 下水道課 (工務係)	
	☐ 区域外 (☐)		
環境関係 (ごみ置き場)	☐ 設置対象 (☐ 可燃ごみ ☐ 資源ごみ)	本館2階 環境課 (ごみ減量推進係)	
	☐ 設置対象外 ()		
文化財関係	☐ 文化財保護法による包蔵地内 ()	本館2階 生涯学習課	
	☐ 地外		
工場立地法関係	☐ 対象建築物 ☐ 業種 () ☐ 規模 ()	本館2館 地域活性化推進室	
	☐ 対象外建築物		

(表面より続き)

項 目	調 査 欄		担当部署	確認日	
消防法関係	☐ 対象建築物 ()		豊明市消防署 消防総務課 (予防係)		
	☐ 対象外建築物				
その他 (指導要綱の内容を 当てはまる項目に チェックをする)	☐ 用途	☐ 戸建て住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 店舗・事務所等 ☐ その他()	都市計画課 (計画建築係)		
	☐ 計画戸数等	☐ 10戸以上 ☐ 10戸未満 ☐ 店舗・事務所等 ☐ その他()			
	☐ 近隣説明範囲	☐ 開発指導要綱 境界線より20m ☐ 中高層指導要綱 境界線より最高の高さの2倍			
	☐ 日影	☐ (平均)地盤高さより 10m以上 ☐ (平均)地盤高さより 10m未満			
	☐ 災害・公害防止	☐ 工事計画書 ☐ 交通安全計画書 住宅地での工事時間 8:30～17:00を標準として下さい			
	☐ 一画地の敷地面積	☐ 市街化 130㎡以上 ☐ 調整区域 160㎡以上			
	☐ 宅地造成	☐ 擁壁を予定 ☐ 法面を予定 ☐ その他 ()			
	☐ 駐車施設	☐ 戸建て住宅 1台/戸以上 ☐ 共同住宅 戸数以上 ☐ 店舗・事務所等 1台/40㎡当り ☐ その他()			
	☐ 駐輪場施設	☐ 共同住宅 規模相当 ☐ 店舗・事務所等 適宜			
	☐ 公共施設の整備	☐ 該当有り ☐ 該当無し			
	☐ 公園緑地	☐ 住宅3,000㎡ 以上、3%以上確保 ☐ 住宅3,000㎡ 未満、適宜 ☐ 住宅以外1,000㎡ 以上、5%以上確保 ☐ その他()			
	☐ 排水施設	市土木課にてご確認ください			
	☐ 消防施設等	市消防総務課にてご確認ください			
	☐ 公益的施設の整備	☐ 該当有り ☐ 該当無し			
	☐ 上水道施設	愛知中部水道企業団にてご確認ください			
	☐ 集会所	☐ 住宅建設100戸 以上 対象 ☐ 住宅建設100戸 未満 対象外			
	☐ ごみ集積施設	市環境課にてご確認ください			
	☐ 安全施設	市土木課及び愛知県警愛知署にてご確認ください			
	☐ 公共輸送	☐ 事業面積30,000㎡以上、 計画戸数150戸以上			
	☐ 大規模開発の場合の 市総合計画との関係	別途協議			
	☐ その他				

※上記表中の「チェック」については、調査者自身が指導要綱の条項を確認の上チェックして下さい。

なお、上記の各チェック項目については、あくまで基本的なものであり、各項目の詳細な事前打ち合わせがされていること担保ではないことをご承知ください。